

新旧対照表

頁	項目				旧（修正前）	新（修正後）
2	第 1	1	(5)	ア 共通事項	(ウ) バリアフリーに配慮した施設 段差の解消、音声案内、電光掲示板の設置等利用者の特性に配慮し、誰もが利用しやすい施設とする。	(ウ) ユニバーサルデザインの理念に沿った施設 段差を設けないことで誰もが利用しやすく、音声案内、電光掲示板の設置により利用者に必要な情報が簡単に伝えられる、ユニバーサルデザインの理念に沿った施設とする。
6	第 1	1	(6)	(イ)維持管理業務	なお、大規模修繕については、本事業には含まない。 大規模修繕とは、以下のいずれかに当てはまるものをいう。 （建築）建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕 （電気）機器、配線の全面的な更新を行う修繕 （機械）機器、配管の全面的な更新を行う修繕 （出典：建築物修繕措置判定手法（最新版）建設大臣官房官庁営繕部監修 編集／(財)建築保全センター 発行／(財)経済調査会)	なお、大規模修繕については、本事業には含まない。 大規模修繕とは、岡崎市市有建築物管理保全基本方針に示す保全部材のうち、計画的改修を行う必要のある部材に対する大規模な修繕をいう。大規模修繕に該当するかについては建築物修繕措置判定手法（建設大臣官房官庁営繕部監修）を参考として市と協議するものとする。
17	第 2	4	(1)	エ	応募者の構成企業及び協力企業は、他の応募者の構成企業又は協力企業になることはできない。ただし、市が選定事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業又は協力企業が、選定事業者の業務等を支援又は協力することは可能とする。	応募者の構成企業及び協力企業は、他の応募者の構成企業又は協力企業になることはできない。ただし、運営企業として参画する協力企業については、この限りではない。
19	第 2	4	(5)	ア（3行目）	ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、提案書提出日までの間は、市の承認及び参加資格の確認を受けた上で、代表企業を除く構成企業又は協力企業の変更、追加ができるものとする。	ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認及び参加資格の確認を受けた上で、代表企業を除く構成企業又は協力企業の変更、追加ができるものとする。
1/15	リスク分担表			9	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(本事業にのみ影響を及ぼすもの)	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(事業者の利益に関係するもの)

頁	項目		旧（修正前）	新（修正後）
3/15	リスク分担表	58	利用者等第三者による施設の損傷（事業契約に定める範囲を超えるもの） リスク分担：市	利用者等第三者による施設の損傷（事業者の責によるもの） リスク分担：選定事業者
3/15	リスク分担表	59	前項以外利用者等第三者による施設の損傷 リスク分担：選定事業者	利用者等第三者による施設の損傷（前項以外のもの） リスク分担：市